

通所介護事業所利用料金表

(運営規程別紙)

1 厚生労働大臣の定める基準によるもの(単位数)

(1) 通常規模型通所介護

所要時間	要介護度	基本単位	加算単位			計 (単位数)	利用者負担 額(1割) (円)	利用者負担 額(2割) (円)	利用者負担 額(3割) (円)
			個別機能 訓練	入浴介助	提供体制 加算				
3時間以上 4時間未満	要介護1	370	56 単位	40 単位	22 単位	488	495	990	1,506
	要介護2	423				541	549	1,097	1,670
	要介護3	479				597	606	1,211	1,844
	要介護4	533				651	661	1,321	2,011
	要介護5	588				706	716	1,432	2,178
4時間以上 5時間未満	要介護1	388				506	513	1,026	1,561
	要介護2	444				562	570	1,140	1,734
	要介護3	502				620	629	1,258	1,914
	要介護4	560				678	688	1,375	2,093
	要介護5	617				735	746	1,491	2,270
5時間以上 6時間未満	要介護1	570				688	698	1,396	2,124
	要介護2	673				791	802	1,604	2,440
	要介護3	777				895	908	1,815	2,763
	要介護4	880				998	1,012	2,024	3,079
	要介護5	984				1,102	1,118	2,235	3,401
6時間以上 7時間未満	要介護1	584				702	712	1,424	2,166
	要介護2	689				807	819	1,637	2,492
	要介護3	796				914	927	1,854	2,820
	要介護4	901				1,019	1,034	2,067	3,146
	要介護5	1,008				1,126	1,142	2,284	3,474
7時間以上 8時間未満	要介護1	658				776	787	1,574	2,394
	要介護2	777				895	908	1,815	2,763
	要介護3	900				1,018	1,033	2,065	3,143
	要介護4	1,023				1,141	1,157	2,314	3,520
	要介護5	1,148				1,266	1,284	2,568	3,906
8時間以上 9時間未満	要介護1	669				787	798	1,596	2,428
	要介護2	791				909	922	1,844	2,805
	要介護3	915				1,033	1,048	2,095	3,188
	要介護4	1,041				1,159	1,176	2,351	3,578
	要介護5	1,168				1,286	1,304	2,608	3,967
時間延長 通所介護サービス 提供時間と通算して	要介護1	719				837	849	1,698	2,583
9時間以上	要介護2	841				959	973	1,945	2,960
10時間未満	要介護3	965				1,083	1,099	2,197	3,343
	要介護4	1,091				1,209	1,226	2,452	3,730
	要介護5	1,218				1,336	1,355	2,710	4,122
時間延長 通所介護サービス 提供時間と通算して	要介護1	769				887	900	1,799	2,738
10時間以上	要介護2	891				1,009	1,024	2,047	3,115
11時間未満	要介護3	1,015				1,133	1,149	2,298	3,495
	要介護4	1,141				1,259	1,277	2,554	3,885
	要介護5	1,268				1,386	1,406	2,811	4,277
時間延長 通所介護サービス 提供時間と通算して	要介護1	819				937	951	1,901	2,893
11時間以上	要介護2	941				1,059	1,074	2,148	3,267
12時間未満	要介護3	1,065				1,183	1,200	2,399	3,651
	要介護4	1,191				1,309	1,328	2,655	4,040
	要介護5	1,318				1,436	1,457	2,913	4,432
時間延長 通所介護サービス 提供時間と通算して	要介護1	869				987	1,001	2,002	3,045
12時間以上	要介護2	991				1,109	1,125	2,249	3,423
13時間未満	要介護3	1,115				1,233	1,251	2,501	3,806
	要介護4	1,241				1,359	1,378	2,756	4,192
	要介護5	1,368				1,486	1,507	3,014	4,584
時間延長 通所介護サービス 提供時間と通算して	要介護1	919				1,037	1,052	2,103	3,201
13時間以上	要介護2	1,041				1,159	1,176	2,351	3,578
14時間未満	要介護3	1,165				1,283	1,301	2,602	3,958
	要介護4	1,291				1,409	1,429	2,858	4,347
	要介護5	1,418				1,536	1,558	3,115	4,740

科学的介護推進体制加算

40単位/月

(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ(口) 単位数の12.0%

* 利用料金は上表の単位数に1単位あたりの単価10.14円を乗じて算定し、利用者負担はその1割～3割の額となります。

※入浴されない場合は合計単位数から40単位引いた金額(1割負担-41円、2割負担-81円、3割負担-122円)となります。機能訓練指導員が不在の日は個別機能訓練は算定致しません。合計単位数から56単位引いた金額(1割負担-57円、2割負担-114円、3割負担-171円)となります。

利用料金は上表の単位数に1単位あたりの単価10.14円を乗じて算定し、利用者負担はその1割～3割の額となります。また、入浴等のサービスを提供しなかった場合は、その部分の加算はありません。
計算例：要介護1の方（1割負担）が5時間以上6時間未満で利用し、入浴されなかった場合
入浴介助加算を除く合計：570 + 56 = 626単位
626単位 × 10.14円 = 6,347円（端数切り捨て）
介護保険給付額：6,347円 × 9割 = 5,712円（端数切り捨て）
利用者負担額：6,347円 - 5,712円 = 635円

2 その他の費用
厚生労働大臣の定める基準によるもののほかに以下の費用がかかります。

食事代		昼食580円、夕食530円
通常事業の実施地域以外の地域に係る送迎の追加費用	事業所から片道10km以下のとき	無料
	事業所から片道10kmを超えるとき	1km当たり50円
オムツ代		実費（150円程度）

※ その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用の負担をお願いすることがあります。

通所型サービス（独自）利用料金表（運営規程別紙）

1 厚生労働大臣の定める基準によるもの（単位数）

(1) A 6

サービス内容	要介護度	基本単位	算定項目 算定単位	計 (単位数)	利用者負担 額（1割） (円)	利用者負担 額（2割） (円)	利用者負担 額（3割） (円)
通所型独自サービスⅠ	要支援Ⅰ	1,798	一月につき	1,798	1,824	3,647	5,549
独自サービスⅠ・日割		54	一日につき	59	60	120	183
通所型独自サービスⅡ	要支援Ⅱ	3,621	一月につき	3,621	3,672	7,344	11,171
独自サービスⅡ・日割		111	一日につき	119	121	242	368
サービス提供体制加算Ⅰ	要支援Ⅰ	88	一月につき	88	90	179	274
	要支援Ⅱ	176	一月につき	176	179	357	545
科学的介護推進体制加算	要支援Ⅰ、Ⅱ	40	一月につき	40	41	81	125

令和8年6月から
(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ（単位数の12.0% 加算

令和6年6月からは上記（1）（2）（3）が廃止され下記の加算に統一されます。
(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ 単位数の9.2%

* 利用料金は上表の単位数に1単位あたりの単価10.14円を乗じて算定し、利用者負担はその1割～3割の額となります。

2 その他の費用
厚生労働大臣の定める基準によるもののほかに以下の費用がかかります。

食事代		昼食580円
通常事業の実施地域以外の地域に係る送迎の追加費用	事業所から片道10km以下のとき	無料
	事業所から片道10kmを超えるとき	300円(往復)
オムツ代		実費（150円程度）

※ その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用の負担をお願いすることがあります。